

2018年7月『健康増進法』が改正・2019年3月「大阪府受動喫煙防止条例」を制定しました

 知っていますか？
2020年4月から飲食店は、「原則店内禁煙」です

店内でたばこを吸う場合は、
専用の喫煙室の設置が必要です

喫煙室を設置したいんだけど、
補助制度ないかなあ…

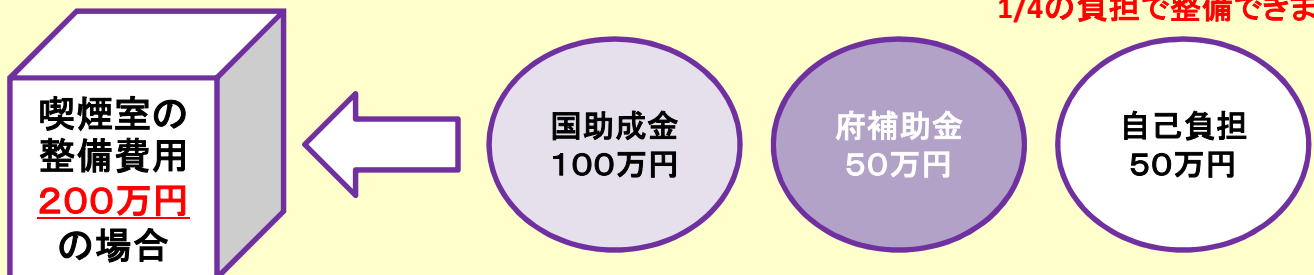
喫煙室の設置を検討されている飲食店のみなさん、**大阪府独自の補助制度**の利用もご検討ください！！



大阪府受動喫煙防止対策**補助制度**のご案内

- ★対象者：府内中小規模の飲食店
(令和2年4月1日以前から継続して営業している飲食店に限ります。)
- ★補助対象：喫煙室の設置などにかかる経費
- ★補助額：経費の3/4から国の助成金額を控除した額
- ★補助上限：基準額300万円(補助額125万円)

1/4の負担で整備できます！



☞補助金計算(例):喫煙室の設置費用が**200万円**の場合

国助成金 100万円 (200万円×2/3=133万円⇒国助成金上限額100万円)
府補助金 50万円 (200万円×3/4-国助成金100万円を控除=50万円)
自己負担金 50万円 (200万円-国助成金100万円-府補助金50万円)

※制度の利用には、一定の要件があります。詳細は裏面をご覧ください。

TEL :06-6266-1977

受付日時:平日(月~金) 9:00~17:30

※祝日・年末年始(12/29~1/3)は除く

住所 :〒541-0053

大阪府大阪市中央区本町1-4-5 大阪産業創造館2階

URL :<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/judoukitsuen/judokituenhojokin.html>



大阪府受動喫煙防止対策補助制度（詳細）

補助対象となる事業者

	以下の要件全てに該当する飲食店事業者が府の補助金を申請することができます。	チェック
1	大阪府内で令和2年4月1日以前から継続して営業をしている飲食店である	
2	個人経営または中小企業経営（資本金等5,000万円以下）である	
3	喫煙室を設置する飲食店の客席面積が30㎡を超え、100㎡以下である	

※府補助制度を申請する際には、事前に国助成制度の交付決定を受ける必要があります。
国の助成金については、下記相談窓口までお問い合わせください。

雇用者がいる中小企業	「受動喫煙防止対策助成金」⇒申請先:大阪労働局
雇用者がいない飲食店等	「生衛業受動喫煙防止対策事業助成金」 ⇒申請先:(公財)大阪府生活衛生営業指導センター

補助対象となる経費

◇ 補助金を申請できる整備内容

- ①飲食店内での喫煙専用室の設置・改修
- ②飲食店内での加熱式たばこ専用喫煙室の設置・改修
- ③飲食店敷地内での閉鎖型の屋外喫煙場所の設置・改修

※①②は改正健康増進法で定められた喫煙専用室等の基準に沿った仕様とする必要があります。

(詳しくは下記 相談窓口へ問い合わせください)

③は「ユニットハウス」や「プレハブ」等、床、及び天井で囲まれた閉鎖系の仕様が補助対象となる仕様です。

①～③は申請した日の属する年度内に工事完了、工事業者への支払等を全て完了し、翌年度の4月10日までに事業実績報告を行う必要があります。

◇ 補助金対象となる費用

①～③の設置・改修にかかる経費のうち、
工費、設備費、備品費、機械装置費 など が補助対象となります。

(※デザイン料や机、椅子、映像装置、観葉植物等、受動喫煙対策に関係のない費用は対象外。)

補助の額

最大、工事費用総額（費用上限300万円）の $\frac{3}{4}$ にあたる額を補助します。

★計算方法:府補助金=(総事業費または補助基準額(上限300万円)のいずれか少ない額)×3/4-国助成金等)

申請書様式・相談先

【府補助金申請書類はこちら】

大阪府ホームページ

URL: <http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/judoukitsuenu/judokituenuhojokin.html>



【府補助制度の申請相談はこちら】

大阪府受動喫煙防止対策補助金相談窓口
(公財)大阪産業局 よろず支援拠点内

受付日時:平日(月～金) 9:00～17:30

※祝日・年末年始(12/29～1/3)は除く

〒541-0053

大阪市中央区本町1-4-5 大阪産業創造館2階
連絡先:06-6266-1977